

介護職員養成修学資金貸付制度のお知らせ

佐呂間町では、将来、介護福祉士として佐呂間町内の介護サービス事業所に従事しようとする意志のある方に対し、修学に必要な資金の貸付けを行っております。

★貸付対象者

社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣の指定した学校又は養成施設に修学中の方、又は修学する方で、卒業後、佐呂間町内の介護サービス施設等で介護福祉士として従事する意思のある方。

★貸付金額

月額50,000円以下で希望する額を、毎月指定口座に振り込みます。
無利子です。

★貸付期間

貸付が決定された月から卒業月までの修学期間に限ります。

休学又は停学の期間は貸付けしません。

(平成28年10月分から支給します。)

★申請手続

修学資金貸付申請書(町様式)に次の書類を添付して提出して下さい。

- ① 身上申告(町様式)
- ② 戸籍謄本
- ③ 健康診断書
- ④ 在学証明書又は入学試験合格書
- ⑤ 連帯保証人(町様式)2名(印鑑証明書を添付)
うち1名は法定代理人(父、母、親権者又は後見人)

★貸付金の返還の免除又は減免

次の条件を満たした場合、修学資金の返還債務は免除又は減免されます。

1) 全額免除

- ① 学校等の卒業の日から1年以内に佐呂間町の該当施設に従事し、その従事期間が貸付期間の1.5倍の期間に達したとき。
- ② 在職期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務を継続することが困難となった場合。

2) 全額又は一部減免

- ① 町内の事業所に従事した期間が貸付期間に達してから1.5倍未満の場合。
- ② 死亡したとき。
- ③ 重度の心身障害、災害その他やむを得ない理由により、返還することが困難であると認められるとき。
- ④ 町内の事業所に既に職員が充足されている場合は、3年間の勤務を猶予し、この3年間を経過しても勤務不可能な場合。(勤務不可能な期間に応じ、全額又は一部を減免)

※返還免除される条件を満たさない場合は、全額返還となります。

★その他

貸付決定された方は、毎年度、学業成績表を提出していただきます。

佐呂間町奨学金との併用はできません。

★お問い合わせ先

佐呂間町役場 保健福祉課介護支援係

〒093-0592 常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1

TEL：01587-2-1212

FAX：01587-2-3368

E-mail：kaigo@town.saroma.hokkaido.jp